

メディアスクーリング
法学(日本国憲法)
【第9回】

表現の自由

1 表現の自由の意義

- ・憲法 21 条① ⇒ 表現の自由、集会・結社の自由を保障

※憲法 21 条① 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

●保障内容

①表現の自由

思想・信条の発表はもとより、意見、知識、事実、感情など、個人の精神活動にかかわる一切のものを、言語や印刷物のほか、音楽、映画、演劇、絵画、放送、通信、インターネットなど、あらゆる方法・手段を通じて、自由に外部に表明・伝達することができる。

②集会・結社の自由

集会 (=特定または不特定の多人数が共通の目的を持って一定の場所に集まること)、結社 (=特定の多人数が共通の目的を持って、継続的に結合すること) を、自由に行うことができる。「動く集会」としての集団行動の自由 (e.g. デモ行進の自由) を含む。)

●表現の自由の保障目的

- ・表現の自由によって、以下の 2 つの価値を実現することが、表現の自由の保障目的であるとされている。

- | | |
|---|---|
| ①自己実現の価値 = 個人が表現活動を通じて、自己の人格を発展させるという個人的な価値 | { |
| ②自己統治の価値 = 表現活動によって、国民が政治的的意思決定に関与するという、民主政に資する社会的な価値 | |

2 表現の自由の優越的地位

- ・表現の自由は重要な人権であるが、決して無制約ではなく、他者の権利利益や社会的利益との関係において、制限されることもある。
- ・ただし、表現の自由などの精神的自由権には、優越的地位が認められるので、その制約は必要最小限でなければならない。

●精神的自由権が優越的地位を占めるとされる理由

表現の自由等の精神的自由権が不当に侵されると、民主主義そのものが傷つけられるので、権利の回復が困難になるが、精神的自由権以外の人権については、民主主義が正常に機能している限り、それによって権利の回復を果たすことができる。ゆえに、精神的自由権は、他の人権に比べて、優越的地位を占めるということができる。

●表現の自由への規制に対する審査

- 表現の自由への規制は、それが表現の自由の侵害になっていないか、以下の厳格な基準によって審査されなければならないと学説上は主張されてきた。

①事前抑制の禁止 = 表現行為がなされる以前に、公権力が何らかの方法でこれを抑制することは原則として禁止される。特に検閲は絶対に禁止される。
(cf. 憲法 21 条②)

※検閲 = 表現行為に先立って、行政権がその内容を審査し、不適当と認める場合にその表現行為を禁止すること。

②明確性の原則 = 表現の自由を規制する立法は、その法文が明確でなくてはならず、また過度に広範であってはならない。

③明白かつ現在の危険の基準 = 表現の自由を規制するためには、その規制によって保護すべき重要な保護法益が明白かつ現実的に存在していなければならない。

④LRA の基準 = 表現の自由の規制は、その手段・方法・程度が必要最小限にとどまつていなければならない。

- しかし、判例はこうした厳格な審査基準を採用しないものが多い。

◆判例：チャタレー事件最高裁判決（1957）

[概要]

- D.H.ロレンス原作の小説「チャタレイ夫人の恋人」が、刑法 175 条のわいせつ物頒布罪で禁止されたわいせつ物に当たるとして回収・発禁となり、翻訳者の伊藤整と出版社社長が起訴された事件。

[判旨]

- 最高裁は、刑法 175 条は性的秩序の保護や性道徳の維持という公共の福祉のための制限であり、それ自体は合憲であるとした上で、刑法によって規制されるわいせつ文書の要件として、①いたずらに性欲を興奮刺激し、②普通人の正常な性的羞恥心を害し、③善良な性的道義観念に反するもの、という 3 要件を示した。（＝チャタレー三原則）

3 憲法価値と衝突する表現行為の自由

- 表現の自由は、思想・信条や個人的な意見・見解の外部への自由な表明を保障するものであるが、表明される思想・信条・意見等が人権や民主主義といった憲法の土台となっていいる価値や思想を否定するものである場合、そのような表現にも自由を認めるべきかどうかが問題となる。

●「思想の自由市場」論と「闘う民主制」論の対立

- 憲法価値を否定するような思想・信条の表明に表現の自由の保障が及ぶかどうかという問題の背景には、そのような反憲法的思想 (e.g. 差別思想、独裁主義) に対する考え方の違いが存在する。

◇学説(a) : 「思想の自由市場」論 (アメリカにおける通説的見解)

- ・自由主義的な憲法の下にあっては、思想そのものは絶対的に自由であるべきであり、たとえ憲法や民主主義を否定する思想であっても、思想の自由が保障されなければならない。
- ・仮に反憲法的な思想が社会に表明されたとしても、民主主義が確保されていれば、そのような思想は民主主義の下における「思想の自由市場」で淘汰されていくはずである。
- ・したがって、反憲法的な思想に基づく言論であっても、その土台にある反憲法的な思想を制約することができないように、慎重な配慮が必要である。

◇学説(b) : 「闘う民主制」論 (ヨーロッパ諸国 (特にドイツ) における通説的見解)

- ・民主主義はそれを否定する者たちと闘わなければ維持することはできず、そのため憲法の基本原理を否定するような思想には、憲法の保障は及ばないと考えるべきである。
- ・したがって、反憲法的な思想に基づく言論は、それが社会に拡大しないように規制することができる。

※ドイツ基本法 18 条 意見表明の自由、特に出版の自由、…集会の自由、結社の自由…を自由で民主的な基本秩序に敵対するために濫用する者は、これらの基本権を喪失する。それらの喪失とその程度については、連邦憲法裁判所によって言い渡される。

●差別的表現の自由

- ・憲法価値と衝突する表現に自由が認められるか否かについては、特に差別的表現の自由をめぐって議論されてきた。

※差別的表現 = 女性差別、民族差別、外国人差別、部落差別など、人の属性に着目して、その属性を共有する人々を誹謗・中傷するような言動のこと。(「集団誹謗的表現」といわれることもある。)

- ・差別的表現のうち、対象となる人々への暴力や排除をことさら煽動するような言動を、ヘイトスピーチ (憎悪表現) という。
- ・諸外国では差別的表現 (特にヘイトスピーチ) を規制する法律が存在するが、日本では差別的表現を一般的に規制するような法律は制定されていない。
- ・差別的表現に対する規制の可否に関しては、学説上も見解が分かれている。

◇学説(a) : 違憲説

- ・差別的表現を一般的に禁止するような法律は、表現の自由を侵害し違憲である。

[論拠]

- ・差別的表現の定義があいまいである。
- ・言論には言論で対抗するという「対抗言論の原則」が自由主義社会の基本である。

◇学説(b) : 合憲説

- ・差別的表現を規制することは、必ずしも憲法に反するものではない。

[論拠]

- ・定義のあいまいさに関しては、わいせつ表現や名誉毀損表現の定義も同様にあいまいであり、差別的表現だけがあいまいさゆえに規制対象にならないと考えるのは合理的でない。
- ・差別的表現については、「対抗言論の原則」が成立しない場合が多い。

- ・日本には、差別的表現を規制する法律は存在しないが、それを民法上の不法行為と認めた判例は存在する。

◆判例：ヘイトスピーチ差止請求訴訟京都地裁判決（2013）

[概要]

- ・京都の朝鮮学校の周辺で、「朝鮮人を追い出せ」、「朝鮮人を保健所で処分しろ」、「朝鮮人はゴキブリ、ウジ虫」等のヘイトスピーチを行っていた団体に対して、朝鮮学校関係者が行為の差止と損害賠償を請求した事件。

[判旨]

- ・京都地裁は、本件の行為はヘイトスピーチに当たり、それによって朝鮮学校の教育事業が妨害され、朝鮮学校関係者の名誉が毀損されたとし、また、本件の行為は人種差別撤廃条約が禁止する人種差別に該当するとして、被告に行為の差止と約1200万円の損害賠償を命じた。（二審大阪高裁判決（2014）も同旨。最高裁決定（2015）により確定。）

※人種差別撤廃条約が禁止する人種差別

= 人種、皮膚の色、民族的・種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、政治的・経済的・社会的・文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等な人権の享有を妨げる目的又は効果を有する行為。